

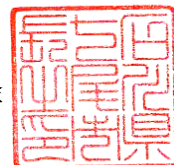


七尾市告示第202号

七尾市宅地復旧補助金交付要綱（令和6年七尾市告示第155号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月7日

七尾市長 茶 谷 義 隆



第4条中「3分の2」を「6分の5」に、「766万6,000円」を「958万3,000円」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の七尾市宅地復旧補助金交付要綱の規定は、令和6年7月5日から適用する。